

2010年9月16日

## 文化芸術関係団体ヒアリングに対応しました

一般社団法人日本アニメーター・演出協会（以下「JAniCA」といいます。）は、文化庁の要請に応じ、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」の策定にかかる書面での意見聴取及び文化政策部会におけるヒアリング（2010年9月13日）に対応しました。

### 記

第3次基本方針は、我が国の文化芸術の振興に関する基本的な方針を定めた文化芸術振興基本法に基づく「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次基本方針）」（平成19年2月9日閣議決定）に続くものであり、本年度内の策定を目指して審議が行われているものです。

JAniCAは、文化庁の要請に応じ、第2次基本方針に対する意見及び第3次基本方針に向けた要望として、アニメーター及び演出の立場から、別紙記載の意見書を提出し、また文化審議会文化政策部会におけるヒアリングにヤマサキオサム代表理事が出席し、意見を述べてまいりました。

JAniCAは、アニメーター・演出の立場から、アニメーション制作現場の要望を国の施策に反映していただくべく、今後とも積極的に関係各所への働きかけを継続してまいります。

以上

## 1 現行の基本方針（第2次基本方針）の評価と課題について

### （1）メディア芸術などの新しい文化芸術の国際的な拠点形成について（第7頁ii）

メディア芸術の1つと位置づけられるアニメーション（以下「アニメ」という。）は、主として戦後に急速な発展を遂げてきた分野であり、1958年公開の『白蛇伝』を起点とすれば、約50年の歴史を有しています。

発祥から約半世紀を経た今、我が国アニメの草創期を担ってきた方々は世を去りつつあり、それと共にアニメを文化たらしめている記憶や記録が急速に失われつつあります。しかるに、我が国において未だアニメは研究分野の1つとして成立しているとは言い難く、各作品はもちろん、その原資料である絵コンテ、各種設定、原画やセル画についても、組織だった収集保存は行われておりません。

今後、我が国を代表する文化芸術の1つとしてのアニメを発展継承していくためには、その調査研究が必要不可欠であり、そのためには草創期からの営みを知る人々のヒアリングを含めた記録の収集保存がなければなりません。

更に、近隣諸国による激しいキャッチアップの中、今後とも我が国のアニメが過去の栄光という形ではなく存続していくためには、映画におけるハリウッドがそうであるように、我が国にアニメの国際的拠点を形成し、常に世界をリードしていく体制の構築が必要です。

2009年に大きな政治問題となった国立メディア芸術総合センター（仮称）は、その拠点となり得る存在でした。センターが政争の具とされ、あのような形で頓挫する結果となったことは極めて残念でなりません。

まったく同様の取り組みをごく近い将来に再度推進することは困難でしょうが、センターが本来果たすべきであった機能を実現するという観点から、引き続き国際拠点形成という基本方針の実現に向けた取組みが継続されることを強く期待いたします。

### （2）次代を担う優れた人材の育成について（第13頁（2））

アニメにおける“クリエイター”は、監督に代表される「演出家」と監督の描く世界を描くことによって形にする「アニメーター」とに大別されます。

我が国のアニメの強みは、数多くの作品制作を通じて交錯するクリエイター達の相互交流という“現場”にあると考えます。我が国のアニメ演出家の多くはアニメーター出身者であり、アニメーターは職人的な動画職とクリエイター的な原画職とに大別されます。

しかるに今、現場全ての登竜門とも位置づけられる動画職の担当する業務の多く、約8割以上は海外委託がされているのが現状です。約20年近くをかけて海外委託の度合いが増すと同時に、デジタル化とハイビジョン化の影響もあって現場の経済的環境が悪化した結果、我が国アニメを支えるアニメーターの高齢化と

技能継承は待ったなしの状態となっています。

幸いにして、この分野に関しては今年度より若手アニメーター等人材育成事業（以下「本事業」といいます。）が開始されました。本事業は、次代を担う優れた人材の育成という基本方針を実現する大きな可能性を有しています。この可能性を実現し、人材育成を一時の事業でなく、我が国アニメ業界において自立的に機能する人材のエコシステムとしていくためには、ある程度長期にわたってこの事業を継続し、内容の改善及び業界への普及を図っていく必要があります。

次代を担う優れた人材育成実現のため、本事業の中長期にわたる継続及び発展的拡大を強く希望いたします。

## 2 今後（第3次基本方針の下で）、重点的に推進すべき事項（重点施策）について

### （1）現場スペシャリストの維持発展（人材育成）

#### ア 総論

平成22年6月7日付文化政策部会「審議経過報告」（以下「審議経過報告」という。）序文（6）は、世界に誇れる日本の有りどころについて、「結果ではなく実際のプロセス」であると指摘されています。

メディア芸術の1つであるアニメは正にその好例です。我が国のアニメが世界に受け入れられた要因の1つはその多様性にあり、多様性の源泉となったのは企画者であるプロデューサーから作り手である監督やアニメーター達までが一体となって構成される現場（プロセス）にあります。

しかし今、この現場環境は急速に劣化しつつあります。アニメの根幹を担う原画職アニメーターは高齢化が進み、技能ある若手アニメーターの育成は思うように進んでいないのが実情です。その原因は、原画職アニメーターの卵となるべき動画職アニメーターの数的減少と稼働環境の悪化にあります。

アニメが、今後とも魅力ある生きた文化として継続していくためには、中長期的視野に立ち、現場というプロセスを担う専門人材であるアニメーター・演出家の人材育成を継続していくことが必要です。

#### イ 原画職アニメーターの人材育成

本事業（平成22年度若手アニメーター等人材育成事業）は、主として原画職アニメーターの人材育成を目的としています。本事業は今年度から始まった全くの新規事業であり、他に類例がありません。本事業が所期の目的を実現していくためには、中長期的観点からこれを継続し、トライ&エラーを繰り返していくことにより、人材育成ノウハウの精度を高め、その成果の業界への普及を推進していく必要があります。

メディア芸術に関するクリエイターの人材育成については、ともすれば監督に代表される演出家にスポットが当たってきました。しかし、如何に優秀なアニメ

メ監督もアニメーターがいなければ作品を作ることはできません。宮崎駿監督の例を引くまでもなく、我が国におけるアニメ演出家の多くはアニメーターの出身が多く、そうでない場合であってもアニメーターとの協働により切磋琢磨されてきた側面があります。また、アニメーターにとって最も重要な技能は“演技”であるといわれ、その役割はよく実写映画における俳優に例えられます。

第3次基本方針の下では、このようなアニメーターの役割に思いをいたし、本事業を含めたアニメーターの人材育成がより一層拡充されることを希望いたします。

#### ウ 動画職アニメーターの人材育成

動画職アニメーターの人材育成を阻害している要因はただ1つ、彼らが十分な仕事と収入を得られない現状にあります。

労働集約的側面を有する動画職アニメーターについて、主として低廉な人件費を理由とした海外委託による空洞化という現実を合わせて考えた場合、民間の自助努力による状況の改善は困難であるといわざるを得ません。また、新人の時からその殆どが契約社員かフリーランスであるアニメーターについて、各事業者の負担による人材育成は機能していないのが実情です。

このような状況下において、アニメーター及び演出家の卵である動画職アニメーターの人材育成を進めていくためには、これら動画職アニメーターを1箇所を集め、業界全体で共同利用する専門職研修所とでもいうべき環境を整備し、そこに経済的援助及び育成ノウハウの提供を行うことが必要であると考えます。

幸い、我が国のアニメ産業はそのほとんどが東京西部に集約していることから、このような専門職研修所を設置しても、現場と研修所との地理的一体性が損なわれることはありません。また、育成ノウハウについては、本事業により獲得されたものの相当部分を用いることができます。

かかる観点に立って、私たちは、「育成された人材が働く現場の環境改善と職業としての活躍の場の確保」（審議経過報告別添第28頁）のため、動画職アニメーターの人材育成を主たる目的としつつ、コンテンツ産業としての基盤整備ともなり得る、人材育成拠点としての専門職研修所の整備を希望いたします。

#### (2) 産官学共同プロジェクトの実現

我が国アニメの文化的経済的ポジションの維持拡大を図っていくためには、審議経過報告第8頁においても言及されているとおり、その調査研究を進めることが必要であり、そのための仕組みが構築されなければなりません。このような国際的拠点を日本に構築し、そこに海外からの留学生や研修生等を積極的に受け入れることによって初めて、我が国が世界に誇る固有の文化の1つであるアニメが世界に受け入れられ、広がっていくことに繋がります。

今後10年すると、我が国アニメを支えてきた高度な技能を有するアニメーター達は50代後半から60代に達し、一線から退いていくことになります。これらの人材が有する知識経験をまとめ、次世代へと継承していく必要があります。

クリエイターの育成及び国際的拠点形成という観点から、私たちは「クリエイターの育成には、大学等の教育機関に企業からの寄附等による寄附講座を設け、人材育成に取り組むことが考えられる。」（審議経過報告別添第27頁）の具体化として、一種の専門職大学院ないしアカデミーとでもいうべきアニメのクリエイターに関する研究教育機関を設置し、これを米国のカルアーツ、フランスのゴブランをも超える世界のアニメクリエイターにおける頂点とすることを目指し、産官学が一体となった国際的拠点形成としていくことを希望いたします。

### 3 その他、基本方針の見直し全般について

審議経過報告序文の最後でも言及されておりますが、文化であると同時に産業としての側面も有するアニメについては経済的側面からの取り組みも必要不可欠です。更に、コンテンツであるアニメの主たるウィンドウは放送です。その上、アニメ業界における取引関係は多重下請構造にあり、残念ながらコンプライアンス的側面から多くの改善を要する点があります。

前項までで指摘した問題点を解決していくためには、経済産業省、総務省、公正取引委員会等々、関係省庁がそれぞれの分野から、相互に有機的連携を持った施策を進めて頂くことが必要です。難しい問題であることは承知しておりますが、基本方針の見直しにおかれましては、関係省庁との連携強化の重視をお願い申し上げます。

以上